

現行	改定	摘 要
<p data-bbox="350 604 1202 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1062 955 1362 1438"> 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 </p> <p data-bbox="575 1822 982 1875">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1578 604 2430 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2288 955 2588 1480"> 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定 </p> <p data-bbox="1801 1822 2208 1875">山梨県県土整備部</p>	

現行		改定		摘 要
第 415 条	成果物	第 415 条	成果物	
第 5 章	原位置試験	第 5 章	原位置試験	
第 1 節	孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験)	第 1 節	孔内載荷試験	
第 501 条	目的	第 501 条	目的	
第 502 条	試験等	第 502 条	試験等	
第 503 条	成果物	第 503 条	成果物	
第 2 節	地盤の平板載荷試験	第 2 節	地盤の平板載荷試験	
第 504 条	目的	第 504 条	目的	
第 505 条	試験等	第 505 条	試験等	
第 506 条	成果物	第 506 条	成果物	
第 3 節	現場密度測定 (砂置換法)	第 3 節	現場密度測定 (砂置換法)	
第 507 条	目的	第 507 条	目的	
第 508 条	試験等	第 508 条	試験等	
第 509 条	成果物	第 509 条	成果物	
第 4 節	現場密度測定 (R I 法)	第 4 節	現場密度測定 (R I 法)	
第 510 条	目的	第 510 条	目的	
第 511 条	試験等	第 511 条	試験等	
第 512 条	成果物	第 512 条	成果物	
第 5 節	現場透水試験	第 5 節	現場透水試験	
第 513 条	目的	第 513 条	目的	
第 514 条	試験等	第 514 条	試験等	
第 515 条	成果物	第 515 条	成果物	
第 6 節	ルジオン試験	第 6 節	ルジオン試験	
第 516 条	目的	第 516 条	目的	
第 517 条	試験等	第 517 条	試験等	
第 518 条	成果物	第 518 条	成果物	
第 7 節	速度検層	第 7 節	速度検層	
第 519 条	目的	第 519 条	目的	
第 520 条	試験等	第 520 条	試験等	
第 521 条	成果物	第 521 条	成果物	
第 8 節	電気検層	第 8 節	電気検層	
第 522 条	目的	第 522 条	目的	
第 523 条	試験等	第 523 条	試験等	
第 524 条	成果物	第 524 条	成果物	
第 6 章	解析等調査業務	第 6 章	解析等調査業務	
第 601 条	目的	第 601 条	目的	
第 602 条	業務内容	第 602 条	業務内容	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 110 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く）</p> <p> なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>第 111 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p> また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p> また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 110 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く）</p> <p> なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、担当する業務内容を業務計画書に記載し、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>第 111 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p> また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p> また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第 118 条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。 受注者は、「山梨県県土整備部電子納品要領（以下「要領」という。）」及び「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」に基づいて作成した成果物を提出するものとする。 「要領」及び「運用マニュアル」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。 <p>第 133 条 安全等の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 	<p>第 118 条 成果品物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品物の部分引き渡しを行うものとする。 受注者は、成果品物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。 受注者は、「山梨県県土整備部電子納品要領（以下「要領」という。）」及び「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）」に基づいて作成した成果品物を提出するものとする。 「要領」及び「運用マニュアル」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、（一財）国土地盤情報センターによる検定を受けただうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する国土地盤情報データベースに登録しなければならない。 <p>第 133 条 安全等の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和3年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果品物 成果品物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む) (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理し提出するものとする。 (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。 なお、未固結の資料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）</p> <p>第501条 目的 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）によるものとする。 2. 試験に際しては、目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。 3. 測定 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。</p> <p>第503条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）により整理し提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果品物 成果品物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む) (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理する。 (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の資料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p> <p>第1節 孔内載荷試験</p> <p>第501条 目的 孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。 2. 試験に際しては、目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。 3. 測定 孔内載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。</p> <p>第503条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p>	